

公開用

# 積 算 基 準

(設計単価編)

・掲載対象の品目リストなし

令和7年2月1日

改定品目（物価資料に掲載のない品目）・新規品目・削除品目のみ掲載

千 葉 市

## 令和7年2月1日付け積算基準（設計単価編）について

- 1 この積算基準（設計単価編）（以下、「単価編」という。）は、千葉市が発注する土木工事及び委託業務の予定価格の基礎となる積算価格の算出のために使用している主要な単価の一覧表です。
- 2 設計単価は主に次の（１）（２）に基づき定めています。
  - （１）（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会から市販されている「月刊建設物価（Web建設物価を含む）及び季刊土木コスト情報」及び「月刊積算資料（積算資料電子版を含む）及び季刊土木施工単価」（以下、物価資料という。）に掲載されている価格
  - （２）（１）に掲載のない品目について千葉市建設局土木部技術管理課及び他機関が市場取引価格の実態調査を実施した結果

- （１）それぞれの物価資料における適用都市の優先順位は、【千葉→関東→東京→全国】です。

両方の物価資料に掲載がある場合は平均値、一方の掲載の場合はその値を採用しております。

（例）

|      | 積算資料<br>適用都市 | 建設物価<br>適用都市 | 採用   |
|------|--------------|--------------|------|
| A 資材 | 千葉           | 千葉           | 平均値  |
| B 資材 | 関東           | 千葉           | 平均値  |
| C 資材 | 東京           | 千葉           | 平均値  |
| D 資材 | 千葉           | 全国           | 平均値  |
| E 資材 | 関東           | 東京           | 平均値  |
| F 資材 | 全国           | 関東           | 平均値  |
| G 資材 | 千葉           | なし           | 積算資料 |
| H 資材 | 関東           | なし           | 積算資料 |
| I 資材 | 東京           | なし           | 積算資料 |
| J 資材 | 全国           | なし           | 積算資料 |
| K 資材 | なし           | 千葉           | 建設物価 |
| L 資材 | なし           | 関東           | 建設物価 |
| M 資材 | なし           | 東京           | 建設物価 |
| N 資材 | なし           | 全国           | 建設物価 |

- （２）については単価値を掲載しています。

(1)に係る端数処理の詳細については原則として下記のとおりです。

#### 端数整理区分

|                        |              |          |
|------------------------|--------------|----------|
| a. 1,000円未満            | 1円未満切り捨て     | 1円単位     |
| b. 1,000円以上10,000円未満   | 10円未満切り捨て    | 10円単位    |
| c. 10,000円以上100,000円未満 | 100円未満切り捨て   | 100円単位   |
| d. 100,000円以上          | 1,000円未満切り捨て | 1,000円単位 |

平均値の算出までは、記載の単価を用いて算出し、最後に端数処理を行います。

(例1) A材料における単価の設定

建設物価掲載単価 93.0円(有効2桁)      A材料設定単価  $(93+91.5)/2=92.25 \div 92$ 円  
 積算資料掲載単価 91.5円(有効3桁)      (a. 端数整理区分)

(例2) B材料における単価の設定

建設物価掲載単価 8,100円(有効2桁)      B材料設定単価  $(8,100+8,000)/2=8,050$ 円  
 積算資料掲載単価 8,000円(有効1桁)      (b. 端数整理区分)

- 3 単価編の更新は4月及び10月の年2回を基本としています。また、物価資料に掲載されている品目は下表に示す月号・季号の単価を用いて毎月更新します。なお、その他の品目については、著しい変動があった場合に随時更新します。

- 4 改定単価に採用する物価資料の月号・季号は、下記のとおりとします。

| 改定月<br>種別          | 10月 | 11月  | 12月  | 1月   | 2月  | 3月  | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  |
|--------------------|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 材料単価               | 9月号 | 10月号 | 11月号 | 12月号 | 1月号 | 2月号 | 3月号 | 4月号 | 5月号 | 6月号 | 7月号 | 8月号 |
| 市場単価及び<br>土木工事標準単価 | 夏号  | 秋号   |      |      | 冬号  |     |     | 春号  |     |     | 夏号  |     |

- 5 物価資料に掲載されている品目(4月及び10月以外の改定月)については、4月または10月の単価編に掲載されている号数を上表に示す改定月の月号・季号に読み換えるものとし、新規品目・削除品目がある場合のみ当該品目のリストを掲載します。

物価資料に掲載のない品目については、単価の更新があった場合に当該品目のリストを掲載します。

- 6 単価編を複製することを禁止します。

また、単価編を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止します。